

# 令和8年度独立就農者育成研修事業（就農準備資金型） 研修生募集要領

## 1 趣旨等

公益財団法人やまがた農業支援センター（以下「センター」という。）では、原則非農家出身者で国的新規就農者育成総合対策（就農準備資金）（以下「国の就農準備資金」という。）の交付を受けて農業研修を受ける新規就農希望者を募集します。

なお、本研修は、国の就農準備資金の交付要件の一部となるものですが、当該資金の交付を確約するものではありません。また、当該資金の交付を受けた場合であっても、研修実施状況や研修終了後の就農状況等によっては、その一部または全額の返還義務を生じることがあります。

## 2 研修の対象者

本事業の対象となる研修生は、これまでセンターの就農相談及びぶち農業・農村暮らし体験等を受けた方で、次の各号の要件を全て満たすものとします。

- ① 就農予定時の年齢が、原則50歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有しているとともに、研修を十分履行できる健康状態にあること。
- ② 次に掲げる基準に適合する研修を受けること。
  - ア センターが認定した先進的な農業経営者や農業法人等の農業経営者（以下「受入農業経営者」という。）のもとでの実践的な研修と、センターが実施する集合研修を必ず受けること。
  - イ 1年間の研修時間が1,200時間以上であること。
- ③ 研修期間中に常勤（週35時間以上で継続的に労働するものをいう。）の雇用契約を締結していないこと。
- ④ 原則として生活費の確保を目的とした他の事業による給付等を受けていないこと。
- ⑤ 原則として前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）全体の所得が600万円を超えないこと。

※国の就農準備のための資金事業は、その他にも要件があるほか、後日（4月頃）へ申請書を提出し、県の審査・承認後の交付となります。

## 3 研修方法

農場等における実践的な研修は、受入農業経営者のもとで行います。受入農業経営者は、研修生の希望する作物や地域を考慮し、所要の調整を経たうえでセンターが指定します。

なお、受入農業経営者は、①研修生の親族（三親等以内の者をいう）でないこと、  
②過去に研修生と雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く）を締結していないことを条件とします。

また、農業の基礎的な知識の習得や研修生の仲間づくりに資するため、座学や現地視察等の集合研修を定期的に実施します。

#### 4 募集内容

募集期間	研修期間	募集人員
令和8年1月20日（火） ～令和8年2月20日（金）	令和8年4月1日～ 令和10年3月31日	20名程度

#### 5 応募方法

##### （1）応募書類

申込書（様式第1号）  
添付書類 履歴書（別添1）

身分を証明する書類の写し（顔写真付き）

##### （2）（1）を募集期間内にセンターへ提出（消印有効）

〒990-0041 山形県山形市緑町1丁目9番30号

公益財団法人やまがた農業支援センター 新規就農・経営支援課

\*封筒の左側に「独立就農者育成研修事業（就農準備資金型）申込」を朱書きで記載してください。

#### 6 採否

応募書類を審査のうえ、これまでのセンターにおける就農相談やぶち農業・農村暮らし体験等の結果を踏まえて採否を決定します。また、必要に応じ面接を行うことがあります。

採否結果については、本人あてに別途通知します。